

社会福祉法人 今山会

介護職員等処遇改善加算・特定処遇改善加算

概要

社会福祉法人 今山会では、複数事業所を法人単位で届け出をしております。
そのため、加算額が少額である小規模事業所に配属・異動となっても給与体系が変わることはありません。

○介護職員等処遇改善加算について

取り 組み 内容	<p>直接処遇を行う職員に対して、職群別役割等級制度要綱、給与規定に基づき、かつ、人事考課や資格取得、習熟度を勘案し、一人当たり 5,000 円～15,000 円の基本給と職務手当のアップを行う。</p> <p>【介護福祉士合格者は基本給、時給（パートナー職）のベースアップ】</p> <p>雇用形態・職能の習熟度に応じて一人当たり 2,000 円～20,000 円/月（常勤・パートナー職）の特別手当を支給する。</p> <p>期末に、業績、世相、業務貢献度を鑑みて、総額 1,000 万～2,000 万円の期末賞与を支給する。 パートタイマー職員も、期末手当を支給する。</p>
----------------	---

○介護職員等特定処遇改善加算について

支給対象者

1. 経験・技能のある介護職員
2. その他の介護職員（経験・技能のある介護職員以外）
3. その他の職員（介護職員以外）

介護 職員 の 考 え 方	<p>経験・技能のある</p> <p>次のいずれかの条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定する。</p> <ol style="list-style-type: none">① 介護職員として勤続 10 年以上(系列法人のほか、他法人における実務経験を含む)、また、それに相当すると所属長が判断した者② 介護福祉士の資格を有する者③ 人事考課による勤務成績の評価が A 以上である者
------------------------------	---

※居宅支援事業所、生活支援ハウスについては、3 の対象者と同等とし、法人自主財源より支給する。

○賃金改善の方法について

1. 特別手当として、毎月の給与支給時に支給いたします。
2. 加算額は、毎月の介護報酬により増減します。介護報酬が、当初計画よりも少額となった場合は年度途中で減額することもあります。
介護報酬が、当初計画よりも上回る場合は、期末手当とともに年度末に支給いたします。
3. 期間内に配分された総額の特定加算が、特別手当を差し引いても余剰金が発生する場合は、期末手当とともに年度末に支給いたします。

○職場環境等要件について

資 質 向 上 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有、事業所内に加えタブレット端末を活用し、訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々のお客様へのサービス履歴、訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、お客様情報蓄積にお客様個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・中途採用者（他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等）に特化した人事制度の確立 ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・非正規職員から正規職員への転換